平成２３年（フ）第１００２号
名古屋市瑞穂区宝田町６丁目15番地の８
ニッシンハイツ宝田203号
債務者　野村　正人（旧姓市山）
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２７９号
名古屋市南区呼続２丁目３番12号　Ｌｕｃｅｎｔ　Ｒｉｍ　105号
債務者　河野　英明
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８０号
愛知県犬山市字東北野190番地１　11棟405
債務者　水洗　十二
１　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１２６号
愛知県豊橋市神野新田町字ノノ割33番地
債務者　和久田謙二
１　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１６７号
仙台市若林区木ノ下３丁目10番10号　第２柴田荘201
債務者　阿部　　肇
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
仙台市青葉区あけぼの町８番31号　アクティⅡ102
債務者　六角　和裕
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
仙台市若林区六丁の目中町４番30―103号
債務者　菅原　　静（旧姓今野・菊池）
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜３丁目５番７号
債務者　近藤　吉幸
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４１７号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜３丁目５番７号
債務者　近藤みつ子
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４５７号
宮城県多賀城市大代２丁目５番18―102号
債務者　千葉　幸子（旧姓熊坂）
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８１号
福島市飯坂町湯野字暮坪23番地
債務者　丸山　吉也
１　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４８号
茨城県日立市大久保町２丁目５番18号
債務者　坂本八寿子
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第５１号
茨城県日立市多賀町４丁目７番34―102号
債務者　山内　　聡
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第７７号
茨城県取手市井野台１丁目22番14―409号
債務者　菅井　　清
１　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
千葉県茂原市八幡原799番地54　レオパレスサンライズ101号室
債務者　鶴岡　建一
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
千葉県長生郡白子町福島1779番地８
債務者　井上　貢一
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
千葉県勝浦市墨名638番地27　ヒルトップレイ101号
債務者　高梨　和子
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係